

諫早市新型コロナウイルス感染症対策

事業継続支援給付金

支援の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報、また、長崎市内に緊急事態宣言が発令されたことにより、特に大きな影響を受ける法人及び個人事業者の事業継続を支援するもの
支給対象者	<p>令和3年2月1日時点において、市の住民基本台帳に記録されている個人事業者、及び市内に事業所（本社または本店に限る。）を有する法人であって、次の（１）～（３）のいずれかに該当するもの</p> <p>（１）令和3年1月20日から同年2月7日までにおける、長崎県知事の時間短縮営業等の要請に応じた飲食店及び遊興施設と直接または間接の取引があるもの</p> <p>（２）長崎県内における不要不急の外出及び移動の自粛要請による直接的な影響を受けたもの</p> <p>（３）長崎市において、協力金の対象となる飲食店・遊興施設以外で時短営業の依頼に協力したもの</p> <p>◆◆◆支給対象者としてしないもの◆◆◆</p> <p>次に掲げるものは、支給対象者とはなりません。</p> <p>（ア）市税を滞納しているもの ※申請日時点において、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度を受けているものを除く</p> <p>（イ）長崎県内の市町が支給する営業時間短縮要請協力金（76万円）を受給したものまたは受給するもの</p> <p>（ウ）法人税法別表第1に規定する公共法人</p> <p>（エ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者</p> <p>（オ）政治団体</p> <p>（カ）宗教上の組織または団体</p> <p>（キ）暴力団、暴力団員並びにその関係者</p> <p>（ク）前各号に掲げる者のほか、給付金を支給することが不相当であると市長が認めるもの</p>
助成額	<p>（１）売上高の減少率が20%以上50%未満の場合：一律20万円</p> <p>（２）売上高の減少率が50%以上の場合：一律30万円</p>
申請期間	令和3年3月15日（月）～5月31日（月）※消印有効

宛先切り取り線

郵送時に切り取って
ご利用ください。



〒854-8601

諫早市東小路町7番1号

諫早市商工振興部緊急経済対策室 行

（事業継続支援給付金申請書在中）

要件	<p>令和3年1月または2月の売上高（申請者が営む事業の全売上高）が対前年比（または対前々年比）で20%以上減少していること</p> <p>※創業の時期により令和2年1月または2月の売上高の算定ができない事業者の取扱い</p> <p>①令和2年2月2日から令和2年11月1日までに創業した事業者 「令和2年2月分の売上」か「令和2年2月から令和2年12月までのうちの任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和2年1月または2月の売上高とみなす</p> <p>②令和2年11月2日から令和2年12月末日までに創業した事業者 「令和2年12月分の売上」か「令和2年11月分及び同年12月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和2年1月または2月の売上高とみなす</p>
申請に必要な書類	<p>① 諫早市事業継続支援給付金支給申請書…（様式1）</p> <p>② 該当要件申告書…（様式2）</p> <p>③ 売上高比較表…（様式3）</p> <p>④ 誓約書…（様式4）</p> <p>⑤ 売上高比較表（様式3）に記載した月別売上高が確認できる帳簿等の写し</p> <p>⑥ 2020年分（法人は2020年1月または2月を含む）の確定申告書の控えの写し、<u>ただし、確定申告義務がない方は、住民税申告書の控えの写し</u></p> <p>⑦ <u>売上高を前々年と比較する場合は、⑥に加え、2019年分（法人は2019年1月または2月を含む）の確定申告書の控えの写し</u></p> <p>⑧ <法人のみ> 履歴事項全部証明書の写し</p> <p>⑨ <個人事業主のみ> 本人を確認できるものの写し（運転免許証等）</p> <p>⑩ 申請者名義の振込先通帳表紙見開き1枚目の写し</p>
申請書の入手方法	<p>① 市のホームページからダウンロードが可能です。</p> <p>② 諫早市役所8階「8-4会議室」及び支所、出張所、諫早商工会議所、諫早市商工会（本所、支所）で配布します。 ※午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）</p>
申請書の送付先	<p>〒854-8601 諫早市東小路町7番1号 諫早市商工振興部緊急経済対策室 <u>感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。</u> (市役所8階の「8-4会議室」でもお受けします。)</p>
問い合わせ先	<p>諫早市商工振興部緊急経済対策室 TEL 0957(22)3520 ※午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）</p>